

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号 により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p>	<p>1 競争入札に付していたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明</p> <p>2 見積を徴した事業者の概要</p> <p>3 見積合せをしていたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明</p> <p>焼却炉内の排ガスを外に排出する装置の誘引ファンから異音が発生したため、調査したところ、内部の清掃とインペラの交換が必要となった。このままの状態では放置すると振動が大きくなり、軸受が破損し、焼却炉が使用できないことになる。</p> <p>また、インペラは受注生産品で納期が3月程度かかるため、早急に修理をする必要がある。</p> <p>4 特定の者を選定した理由</p> <p>インシナー工業（株）は、岐阜県入札参加資格者名簿に登録されている業者である。</p> <p>また、当事務所の焼却炉の施工業者であり設備保守点検を年間契約しかつ業務に精通しており、誠実に業務を履行している実績がある。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。